

連載  
第77回  
**福聚山史**  
文池浦泰憲

江戸における「救済」

前回は、成子町と淀橋町がどのような町であったのかについて述べた。

その際、天保七年（一八三七）八月に行われた「施行」について残された史料をもとに確認した。施行とは、前回説明したように江戸時代、飢饉などの際に困窮する人々に私財を与える活動のことである。今回は、この施行など、当時の江戸における「救済」についてみてみたい。

●成子町における施行

天保四年（一八三三）大雨や冷害により大凶作となった「天保の飢饉」は、以後同十年頃まで続いた、この飢饉において、発生当時より江戸の町々では、米価の高騰などで困窮する人々への救済が行われていたが、成子町でも同じように救済が行われていた。

「飢人の行き倒れ、日々に在之、前未聞の事也」（『馬琴日記』天保七年十月十七日条）と飢饉の悪化が頂点に達したといわれる天保七年も、柏木成子町の住民が、「柏木淀橋町」の三河屋吉兵衛、大和屋伝四郎、大和屋作右衛門、「本郷村」（現中野区）の中野屋次郎兵衛、中野屋八兵衛、「中野村」（同区）の浅田屋甚右衛門から施行を受け

ている。その際、施行を受けた者の職業、名前が書き留められた帳面の前文には次のように記されている。

右は、この節米高直につき、前書の名前の者六人申し合わせ、式人以上は吉軒前金巻分づつ、独身者へは金式朱づつ、今日施行差し出すの間、四ツ谷西方寺門前。柏木成子町・同淀橋町・角筈淀橋・本郷村往還付・中野村其日稼之仁へ相施し申し候。もつとも西方寺門前・成子町は同町自身番屋、淀橋町・角筈は淀橋町自身番屋にて相渡し、本郷村・中野村は堀江氏宅にて相渡し申し候、以上この前書きから、この時、柏木淀橋

町と隣接する本郷村・中野村の六人の富裕な商人が一体となって、四ツ谷西方寺門前町（現在の歌舞伎町あたり）とともに、柏木成子町、同淀橋町、角筈淀橋町、本郷村、中野村の「其日稼之仁」の者に施行したこと、そしてその額は、各々二人暮らし以上の世帯には一軒あたり金壹分（現代の貨幣価値で約一万五千元）、独身者には金式朱（現代の貨幣価値で約九千元）で、各々の町の自身番屋、あるいは中野村の堀江家のような名主のもとで支給されたようである。



渡辺華山画『流民救恤図』。天保の飢饉の救い小屋の様子を描いた。人々が配給を求め集まっている。（国立国会図書館デジタルコレクションより転載）

●公による「御救」  
江戸で発生した災害などでの民衆の困窮には、こうした町人による施行の一方で、幕府による救済も実施された。いわゆる公による「御救」は、焚き出し、御救米、御救小屋の設置という三つの方策が基本であった。焚き出しは一時的に煮炊きの手段を失った人たちに与えられ、御救米は稼ぎの日当のない貧窮民に与えられ、御救小屋は家屋を失った人々を收容するものであったが、先那天保七年の折には、幕府からも貧窮した人々に向け「御救米」が支給された。その支給対象者の基準は次のようなものであった。

- 一、職人手間取りでその日その日家族を養っている者
- 一、道心者（得度を受けていない半俗の僧尼）、托鉢の者
- 一、場末地の僅かな地面の地主、家主で上り高が少なく、其日稼ぎに出

ている者  
一、表店で商いをするが、僅かな売上げ高しかない者  
一、下細工などの居職（自宅にいて仕事をする職人）

ここで対象とされた人々は、これまで述べてきた「其日稼之者」と呼ばれる階層であり、成子町でもこうした基準に基づいて「御救米」が支給されたと考えられる。公的私的を問わず、救済の大半はこの「其日稼之者」が占めていた。ちなみに天保七年八月に支給を受けた者は述べおよそ三十五万人、同年十一月〜翌年の八月までの御救米を受け取った者は四十万人ほどであったという。当時の江戸の町人は五十六万人ほどであったというから、その数の多さを知ることができる。

●公と私による救済

しかし、こうした公の救済は、量とそれが及ぶ範囲が極めて限られていた。そこでこれらの公の救済に平行して、富裕な町人による施行が期待されたのである。天保七年八月、幕府は、施行を行った富裕な商人を褒賞するため、その人物を調査するという町触を出したという。幕府は施行を行う町人を褒賞し、彼らの社会的な地位を向上させることでより積極的な施行を促したのではないだろうか。また、当時庶民の情報源であったかわら版によっても、名前をはじめ施行の内容が巷に知らされた。こうした発信も施行者の意欲を掻き立て、私的な救済活動として社会に慣習化されていったのかもしれない。